年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

国民年金制度の発足時から国民年金に加入し、隣組を通じて、夫婦一緒に国民年金保険料を間違いなく納付してきたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民 年金保険料を全て納付している上、申立期間は、12か月と短期間である。

また、申立期間の保険料について、申立人は、「隣組の組長が集金し、町内会長の所に持って行った。町内会長が市に納付したと思う。」と供述しているところ、A県B市の国民年金被保険者名簿の記載内容により、申立人の保険料を隣組が集金していたことが確認できる上、同市の回答により、申立期間当時、隣組長が集金した保険料を自治会長が取りまとめ、市職員が自治会長宅に出向いて集金していたことが確認でき、申立人の供述内容は、申立期間当時の保険料納付方法とおおむね一致している。

さらに、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、前述の被保険者名簿により、申立期間直前の昭和44年10月から45年3月までの保険料が46年1月20日に過年度納付されていることが確認できるが、B市は、「隣組長が過年度分の保険料を取り扱っていた事例がある。」と回答していることから、申立人が隣組を通じて過年度保険料を納付したとしても不自然ではなく、当該納付時点で、申立期間の保険料を現年度納付することも可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

九州 (大分) 国民年金 事案 2707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月及び同年5月

申立期間の国民年金保険料については、私の夫が自治会を通じて夫婦二 人分を納付していたが、私の分は未納とされている。

しかし、私が所持しているA町長(当時)が発行した国民年金保険料納付証明書では申立期間は納付済みであることが証明されているので、納付済みと認めてほしい。

なお、当該証明書においては、申立期間のうち昭和48年5月についても 納付されていると証明されているが、当該月は、厚生年金保険の被保険者 期間であることから、納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立期間当時、夫婦二人分の国民年 金保険料を納付していたとしている申立人の夫の当該期間の保険料は納付済 みである。

また、申立人が提出したA町長が発行した昭和 52 年 2 月 28 日付けの国民 年金保険料納付証明書により、申立期間について納付済みであることが確認 できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金 保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 48 年 5 月については、申立人は厚生年 金保険の被保険者であることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正 することはできない。

九州(大分)厚生年金 事案 4877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月11日から同年9月1日まで 私は、昭和44年3月にA社に入社し、52年8月に退職するまで継続して勤務していたが、45年8月に同社から同社B事業所へ転勤した際の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びにA社及び同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(A社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、i)申立人と同様にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 45 年 8 月 11 日に喪失し、同社 B 事業所に係る同資格を同年 9 月 1 日に取得している同僚二人が、それぞれ、「昭和 45 年 8 月頃本社から B 事業所へ異動した。」、「転勤に当たり、A社から、お盆休みを C 県で過ごした後、そのまま同社 B 事業所に勤務してほしいと言われた。」と供述していること、ii)申立人が自身の異動時期について、同社に 1 年 5 か 月勤務し、昭和 45 年 8 月に同社 B 事業所に異動した旨供述している上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、同社が同年 8 月 20 日に申立人の健康保険被保険者証を社会保険事務所(当時)に返納したことを示

す「証返納 45.8.20」の記載が確認できることから、同年 8 月 11 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 45 年9月の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、A社及び同社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所で はなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連 資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月16日から7年1月5日まで

私は、昭和58年9月からA社に勤務していたが、途中で同社を退職した 記憶は無い。申立期間については、仕事の内容や勤務場所は変わっておら ず、時期は記憶していないが事業所名が変わったのみである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において申立人と同様にB部門に勤務していた同僚の 供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務してい たことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成6年12月16日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社が厚生年金保険の適用事業所となった7年1月5日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、前述の同僚及び申立人の供述から、申立期間及びその前後の期間において、申立人の勤務場所、担当業務内容などの勤務実態に変更は無かったことがうかがえる。

さらに、前述の同僚から提供された給与明細書により、当該同僚に係る申立期間の厚生年金保険料はA社の事業主により控除されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成6年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、元事業主は 不明と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無 いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額(20 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納 付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月1日から10年10月1日まで

② 平成15年4月1日から16年10月1日まで

③ 平成21年9月1日から22年2月1日まで

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③についての標準報酬月額が、給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う額に比べて低い額で記録されていることが分かった。

申立期間について、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下 「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基 づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた と認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬 月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の 額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与支給明細書及びA社発行の平成9年及び10年の

給与所得の源泉徴収票により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、前述の給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票により確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支給明細書等で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③については、申立人が提出した当該期間に係る給与支 給明細書及びA社が提出した当該期間に係る賃金台帳の写しにより確認で きる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の 額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できる ことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行 わない。

なお、申立期間③のうち平成 21 年 12 月について、申立人は、自身が所持する給与支給明細書により賞与に代わる手当として 3 万円の調整手当を含み 26 万円が支給されていることから、同年同月の標準報酬月額を 26 万円として認めてほしいと主張しているところ、当該手当について事業主は、同年同月より前において支給すべき手当が支給されていなかった従業員に対し、その支給すべき手当を調整手当という費目でまとめて支給したものの、その内訳については、いつの給与又は賞与の分であるかは不明である旨供述している。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月頃から41年8月までの期間及び平成元年3月から同年8月頃までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月頃から41年8月まで

② 平成元年3月から同年8月頃まで

申立期間①について、国民年金制度が始まった当時は、サラリーマンの妻は7割の年金しかもらえないと同じ社宅の人たちが言っていたので、国民年金に加入しなかったが、それから1年7か月くらいたって、自分一人で決心して国民年金に加入し、それ以降は、全期間の国民年金保険料を納めたので、当該期間が未加入期間又は国民年金保険料の未納期間となっていることに納得できない。

申立期間②について、私が60歳になった平成元年に、A市役所窓口の女性職員に、「5万円を納付すればもう少し年金が増える。」と言われたので、その職員に年金手帳と一緒に5万円を渡したが、その記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録及びB県A市の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人は、昭和38年1月22日に国民年金に任意加入し、国民年金手帳の交付を受けたことが確認でき、その後、同年4月28日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間①のうち、37年10月から同年12月までの期間及び38年4月から41年8月までの期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、任意加入被保険者期間である昭和38年1月か

ら同年3月までの期間については、現年度納付が可能であるものの、当該期間の保険料を申立人は納付したと主張するのみで、申立人が納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「60 歳になった当時、A市役所の国民年金担当窓口の職員に、5万円を納付すれば年金が増えると言われたので、5万円を納付した。」と主張しているが、当該職員を特定することはできず、申立人と一緒に同市役所の窓口に行ったとする申立人の夫は既に死亡していることから、当時の状況についての供述を得ることができず、申立期間②及びその前後に保険料の合計額が5万円となる期間は確認できない。また、申立期間②において申立人が国民年金に任意加入した記録は確認できないことから、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立人が、当該期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。
- 3 申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

私は、昭和47年4月に自営業を始めた時、国民年金に加入し、国民年金 保険料を納付した。

また、妻は、昭和 48 年 12 月にA市B区役所で婚姻届を提出した時に自身の国民年金の加入手続を行い、その際に、私の国民年金の加入手続は済んでいる旨同区職員から言われたことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が自身の国民年金の加入手続を昭和 48 年 12 月に行った際、A市B区職員から申立人が既に国民年金に加入している旨言われたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 10 月に払い出されていることが確認できる一方、申立人の記号番号は 51 年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立人の記号番号の払出日は、申立人の妻よりも遅く、申立人に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 47 年4月から 49 年6月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、同年7月から 51 年3月までの保険料は過年度納付により納付することができるが、申立人は、「納付書はB区役所から郵送で送られてきた。長期間の保険料を遡ってまとめて納付したことは無い。」と供述しており、過年度納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年6月まで

私の妻は、私たち夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請をA市B区役所で行った。

夫婦二人分について免除申請したにもかかわらず、私の分のみが免除と されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿(管理簿)により、申立期間より後の昭和56年8月にA市B区で払い出されていることが確認でき、この時点では、当該払出前に当たる申立期間の国民年金保険料に係る免除申請を行うことはできない上、当該払出前に、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料が免除されていたことを示す関連資料(日記等)が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の妻については、申立人の申立期間を含む昭和54年4月から60年3月までの期間が免除と記録されているところ、妻の記号番号は、C町(現在は、D市)の国民年金被保険者名簿により、申立人とは異なり、当該期間より前の52年3月以前に払い出されている(申立人の妻の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和51年10月1日)ことが確認できることから、申立人の妻の保険料に係る免除申請は、当該期間に居住していたA市B区において行われ、これが承認されたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から51年9月まで

私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、加入月数 349 月のうち、104 月が未納であることが分かった。それほどの長期間について納付していないはずは無いので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月1日に払い出されていることが確認でき、この時点では、払出日以前である申立期間の大半の国民年金保険料は、特例納付、過年度納付及び現年度納付により遡って納付することが可能であったところ、申立人及びその妻は、遡ってまとめて納付したことは無いと供述している上、申立人に係るA県B町(現在は、C市)の国民年金被保険者名簿には第3回特例納付(附則第4条)について、「54年7月17日AM9時15分来庁、60歳迄完納するので附4は納付しない」との記載もある。

また、申立期間のうち、前述の記号番号が払い出された後の昭和49年4月から51年9月までの期間については、D市E区の国民年金保険料収滞納一覧表において、申立期間の保険料については未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、D市E区の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳において、申立人の申立期間の保険料については未納とされている上、その後申立人が転居したB町の同名簿には、「52 年 10 月 3 日受付 前住地納付期間51年10月~52年9月(納)」と記載されている。

加えて、申立期間は 104 か月と長期間であり、行政機関等においてこれだ

けの期間に連続して事務処理上の誤りがあったとは考え難い。

また、申立人は納付済みと記録されている期間における領収証書は所持しているものの、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金の被保険者記録が無いことが分かった。保険料の納付を1回も欠かしたことは無く、市役所から滞納の通知が来た 憶えも無いので、申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の妻が厚生年金保険被保険者であることから、 申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、A市B区の国民年金被保険 者名簿及び国民年金被保険者台帳において、申立期間に係る被保険者資格の 取得及び喪失に係る記載が無いことから、申立期間は未加入期間であり、制 度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州 (大分) 国民年金 事案 2713 (大分国民年金事案 335 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、国民年金加入後にまとめて納めていたことから、年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正を申し立てたが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知があった。

今回、新たな資料は無いが、申立内容を再調査し、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) A県B町(現在は、C市)の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人は昭和49年10月14日を資格取得日として、国民年金に任意加入したことが確認できる上、当時、申立人の夫が軍人恩給の受給者であったため、申立期間については、任意加入の対象となる期間であったと推認できることから、遡って国民年金に加入し保険料を納付することができなかったものと考えられることなどを理由として、既に年金記録確認大分地方第三者委員会(当時。以下「大分委員会」という。)の決定に基づき、平成20年12月11日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情は無いものの納付記録を訂正してほしいとして再申立てを行っており、申立人に再度申立期間の納付方法等について聴取したが、その供述からは、申立期間に係る年金記録の訂正につながる新たな事情が得られない。

そのほかに大分委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年8月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年8月まで

昭和48年9月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡及して納付したが、年金事務所で年金記録を確認したところ、51年1月に申立期間に係る保険料の2,750円が還付された記録となっていることが分かった。還付された記憶が全く無いので納得がいかない。当該保険料を還付したというのであれば、誰にどのような方法で還付したのか教えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の領収書により、申立人は、申立期間の 保険料を昭和48年9月14日に納付したことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る還付整理簿には、申立人の氏名、整理番号、 国民年金手帳記号番号、還付事由、還付金額、還付決定年月日及び支払年月 日が記されており、申立人に係る国民年金被保険者台帳の記載内容とも一致 している上、当該還付金額は、申立期間の保険料額と一致する。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は昭和48年9月7日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できるところ、オンライン記録により、申立期間において、申立人の夫は共済組合の組合員であることが確認できることから、申立期間は任意未加入期間に当たり、制度上、遡って国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

さらに、前述の還付決定年月日の昭和 51 年 1 月 10 日時点では、過誤納付となった保険料を充当することが可能な未納期間は無いなど、申立期間の国民年金保険料が過誤納付とされ、還付手続が行われたことに不自然さはみら

れない。

このほか、申立人から聴取しても、還付を受けた記憶が無いという主張の ほかに、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情は 見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

なお、申立人は、当委員会に対し、申立期間の国民年金保険料に係る還付金の還付先及びその還付方法についての調査を求めている。しかし、年金記録確認第三者委員会は、当該還付金に関する還付の有無及びその適否については審議を行うが、その還付先及び還付方法について解明する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 12 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成元年5月まで

私は、昭和 61 年 12 月に会社を退職した後、私の父が私の国民年金の加入手続を行い、また、私自身又は父若しくは母が、私の国民年金保険料の納付書を自宅に持って来てくれていた隣組の担当者を通じて保険料を納付していたことを記憶している。

申立期間について、未納とされていることに納得できないので調査して 記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 12 月に会社を退職した後、申立人の父親が申立人の 国民年金の加入手続を行い、また、申立人自身又はその父親若しくは母親が、 隣組の担当者を通じて国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人が初めて国民年金の被保険 者資格を取得したのは平成 11 年 10 月であると推認でき、申立期間の保険料 を納付するためには、当該時期以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号 が払い出される必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿において、その ような形跡は確認できない。

また、申立期間に係る国民年金被保険者記録(昭和 61 年 12 月 31 日から平成元年 6 月 1 日まで)は、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(昭和 61 年 12 月 31 日)から、次の同資格の取得日(平成元年 6 月 1 日)までの間の、未加入期間に合わせる形で平成 11 年 11月 2 日に追加処理されていることが確認できる。

このことから、申立期間は、前述の処理が行われることによって生じた未

納期間であり、当該処理が行われるまでは未加入期間であったことから、申立人及びその両親は申立期間の保険料を隣組の担当者を通じて納付することができなかったものと考えられるほか、当該処理日(平成11年11月2日)の時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、申立人及びその母親は、申立人の国民年金に係る加入手続は申立人の父親が行い、申立期間に係る保険料の納付も主に申立人の父親が行っていたと思われる旨供述しているところ、申立人の父親は既に死亡していることから、これらの状況が不明である上、申立人及びその母親は、加入手続及び保険料の額についての記憶が明確でなく、申立期間当時、保険料の集金を行っていたとする隣組の担当者は既に亡くなっている旨供述しており、当時の加入手続及び保険料の納付状況について、確認することができない。

このほか、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月及び10年1月

私は、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌日の 平成9年12月22日にA市B区役所に出向き、国民健康保険の加入に併せ て国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の口座振替に関する書類を 提出した。

口座振替の取扱いが始まるまでの保険料は、金融機関の窓口において現金で納付した。

申立期間について、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年12月22日にA市B区役所において、国民健康保険の加入に併せて国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、申立人が提出した年金手帳の写し及びオンライン記録のいずれにおいても、申立人が主張する時期に国民年金の加入手続を行った形跡が見当たらず、申立人が申立期間の同年金の加入手続を行ったことがうかがえない。

また、申立人に対し、申立期間当時の具体的な国民年金の加入手続や保険料の納付状況などについて、電話及び文書により照会したものの、回答が得られず、これらの事情の詳細について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに、申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月25日から同年11月5日まで

② 昭和57年3月2日から同年3月17日まで

申立期間①について、A社(現在は、B社)を退職後、C社(現在は、D社)に入社した。

申立期間②について、C社を退職後、E社(現在は、F社)に入社した。 いずれの期間も退社日の翌日から、継続して次の事業所に勤務したので、 申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。 (注)申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求め て行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人が A社G事業所を昭和54年10月25日に離職したことにより、翌日に離職票 が交付されたこと、及び同年11月5日にC社H事業所において雇用保険被 保険者資格を取得したことにより、当該事業所への就職に係る常用就職支 度金が「待期期間」満了後に支給されていることが確認できる。

また、B社は、同社が保管する厚生年金基金の記録に基づき、申立人は昭和54年10月25日にA社G事業所を退職しており、申立期間①についての資料は保管していない旨回答している上、D社も、申立人に係る人事記録等を保管しておらず、申立人が、当該期間にA社G事業所又はC社H事業所に在籍していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格について、A社G事業所に

係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同資格の喪失日及びC社 H事業所に係る同名簿における同資格の取得日は、オンライン記録と一致 しており、遡って修正されるなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人が C社H事業所を昭和57年3月1日に離職したことにより、翌日に離職票が 交付されたこと、及び同年3月17日にE社において雇用保険被保険者資格 を取得したことが確認できる。

また、D社及びF社は、申立人に係る人事記録等を保管しておらず、申立人が、申立期間②にC社H事業所又はE社に在籍していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、F社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の事業所控により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和57年3月17日として管轄社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できる上、C社H事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同資格の喪失日及びE社に係る同名簿における同資格の取得日はオンライン記録と一致しており、遡って修正されるなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めること はできない。

九州(長崎)厚生年金 事案 4881

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることは できない。
- 2 申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月5日から53年12月16日まで

② 昭和57年10月10日から63年4月1日まで

申立期間①については、A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が、 実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、当該期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間②については、B事業所(現在は、C事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和63年4月1日と記録されているが、私が当該事業所に勤務したのは57年10月10日からであるため、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が提出した「厚生年金保険被保険者台帖」には、当該期間のうち、昭和47年11月から52年10月までの期間に係る申立人の標準報酬月額及び適用年月日が記録されているところ、当該記録は厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、A社は、「賃金台帳は保管していないが、当社は、年金事務所の 記録どおりに届出を行っていたと思われる。」と回答している上、申立人 と同時期に入社した同僚5人の標準報酬月額を見ると、申立人とほぼ同額 で記録されており、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情は見受けられない。

さらに、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及びC事業所が提出した 申立人の出勤簿により、申立人が当該期間において、B事業所に勤務して いたことが確認できるところ、健康保険被保険者原票及びオンライン記録 により、申立人は、昭和57年5月1日付けで健康保険のみの被保険者資格 を取得していること、及びオンライン記録により、当該期間直後の63年4 月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、健康保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人と同様の健康保険及び厚生年金保険被保険者記録となっていることが確認できる同僚の一人は、「B事業所に入社した当初は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。昭和63年4月に、担当者から厚生年金保険に加入できることとなった旨説明を受けた。それ以前に私の給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」と供述しているところ、申立人は、申立期間②のうち自身が60歳に到達するまでは国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州(福岡)厚生年金 事案 4882

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月頃から33年3月頃まで

私は、A社B事業所のC部門に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所のC部門の責任者として姓名を挙げた複数の者に係る厚生年金保険の被保険者記録が、同社同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により確認できること、及び被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社同事業所における申立期間に係る勤務実態や事業主による厚生年金保険料の控除などについて確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録 が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保 険料控除等に関する供述を得られない。

さらに、被保険者名簿において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立 人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州(長崎)厚生年金 事案 4883

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月20日から32年8月15日まで

② 昭和32年10月1日から34年12月29日まで

③ 昭和35年1月10日から37年1月25日まで

申立期間①については、A社B事業所又はC事業所に雇用され、私の兄及び弟と一緒にD職として就労した。

申立期間②については、私の従兄からE社F事業所(後の、G社H事業所)における仕事の誘いがあり、同人と一緒にD職として勤務した。

申立期間③については、私の友人から I 社 J 事業所における仕事の誘いがあり、D職及びK職として勤務した。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社B事業所における当時の状況等に 関する供述内容は具体的であることから、期間の特定はできないものの、 申立人が同社同事業所においてD職として働いていたことはうかがえる。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。)により申立期間①において厚生年金保 険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶し ている者はおらず、申立人の当該期間に係る同社同事業所における勤務の 実態や事業主による給与からの厚生年金保険料の控除などについて確認で きる供述を得ることができない。

また、A社B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係

る同社同事業所における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況などについて供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、申立人は、「私の兄及び弟と一緒にD職としてB事業所に就労した。」と供述しているところ、A社B事業所に係る被保険者名簿により、申立人の弟の厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、申立人の兄の同記録は見当たらないことから、同社同事業所は、申立期間①当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人は、「私たち三兄弟は、A社B事業所の業務を請け負っていたと思われるC事業所に雇われていたかもしれない。」とも供述しているところ、C事業所に係る被保険者名簿により申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の当該期間に係る同事業所における勤務の実態や事業主による給与からの厚生年金保険料の控除などについて確認できる供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿によると、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在が不明のため、申立人の申立期間①に係る同事業所における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況などについて供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、C事業所に係る被保険者名簿において、申立人、その兄及び弟の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②については、E社F事業所における当時の状況等に関する申立人の供述内容は具体的であることから、期間の特定はできないものの、 申立人が同社同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、E社F事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年4月1日であり、申立期間②のうち 32 年 10 月1日から 33 年 3月 31 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、E社F事業所に係る被保険者名簿により同社同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日(昭和33年4月1日)に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②に係る同社同事業所における勤務の実態や事業主による給与からの厚生年金保険料の控除などについて確認できる供述を得ることができない。

さらに、適用事業所名簿によると、E社F事業所は既に厚生年金保険の 適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在が不明のため、申立 人の申立期間②に係る同社同事業所における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況などについて供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人は、「E社F事業所で働くことになった契機は、先に同社同事業所に勤務していた従兄から仕事に誘われたためである。」と供述しているところ、E社F事業所に係る被保険者名簿において、申立人及びその従兄の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、同社同事業所は、申立期間②当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

3 申立期間③については、I社J事業所における当時の状況等に関する申立人の供述内容は具体的であることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、 I 社 J 事業所は昭和 32 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③においては適用事業所でないことが確認できる上、同社同事業所に係る被保険者名簿により、適用事業所ではなくなる直前の時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の当該期間に係る同社同事業所における勤務の実態や事業主による給与からの厚生年金保険料の控除などについて確認できる供述を得ることができない。

また、I社J事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間③に係る同社同事業所における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況などについて供述及び関連資料を得ることができない。

4 申立人が全ての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人が全ての申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。 九州 (熊本) 厚生年金 事案 4884 (熊本厚生年金事案 524 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年9月1日まで

私は、平成4年8月から5年8月末までA社(現在は、B社) C支社に 勤務したが、社会保険事務所(当時)の記録によると、同社における厚生 年金保険被保険者資格の喪失日は同年6月30日とされている。

平成5年8月末までA社C支社に勤務したことは事実であるので、年金 記録確認第三者委員会に対し、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格 を認めてほしいと申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料として、退職日の翌日が健康保険被保険者資格の喪失日であり、その日が国民健康保険の被保険者資格の取得日となるという趣旨のメモをD市E区役所の国民健康保険担当職員からもらったので提出する。

私の国民健康保険の被保険者資格の取得日である平成5年9月1日をA 社C支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日として厚生年金保険 の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社が保管する申立人の勤務に関する記録には、申立人が平成5年6月29日に退職したと記載されている上、申立人が姓名を挙げた同僚からは供述を得られないことから、申立人の申立期間に係るA社C支社の勤務実態について確認できないこと、ii) B社が保管する申立人の厚生年金保険の加入期間に関する記録、オンライン記録及び雇用保険の被保険者記録によると、いずれも同年6月30日に被保険者資格を喪失していること、iii) 同年6月1日から同年10月1日までの期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した530人につい

てオンライン記録を調査したが、申立人の姓名は無く、整理番号の欠落も 見当たらず、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されて いた事実を確認できないことなどを理由として、既に年金記録確認熊本地 方第三者委員会(当時。以下「熊本委員会」という。)の決定に基づき、 22 年8月4日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が 行われている。

今回、申立人は、新たな資料としてD市E区役所の担当職員が自書した 退職日の翌日が健康保険被保険者資格の喪失日であり、その日が国民健康 保険の被保険者資格の取得日となるという趣旨のメモを提出し、申立人自 身の国民健康保険の被保険者資格の取得日が平成5年9月1日であること を根拠にA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正してほしい と申し立てている。

しかしながら、前述のメモを記載した担当職員に照会したところ、同職員は、「国民健康保険の被保険者資格の取得日は、会社や健康保険組合などが証明した資格喪失証明書等の資料により健康保険被保険者資格の喪失日を確認した上で決定するという一般的な事務の取扱いを申立人に説明する際に渡したものであり、申立人の個別の事情を証明したものではない。」と供述しており、当該メモ等をもって、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことを認めることはできない。

このほかに熊本委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金 保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

私がA社に勤務した期間のうち、平成 16 年 12 月における厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。

申立期間に賞与が支給されていたと思うので、調査の上、標準賞与額の 記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社にB業務及びC業務の担当者として勤務し、平成 16 年 12 月に同社から賞与が支給されたと申し立てているが、申立期間に係る賞与明細書等を所持していない上、同社は、「申立人に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が加入しているD健康保険組合及び企業年金連合会(平成25年3月に、E厚生年金基金を承継)は、申立人に係る平成16年12月の標準賞与額の記録は確認できないと回答している。

さらに、A社は、申立期間当時の給与及び賞与の支給方法は口座振込であると回答しているところ、申立人は、「当時の通帳を所持していないが、当時の給与及び賞与がA社から振り込まれていたのはF金融機関G支店であった。」と供述しているが、F金融機関G支店から提出された平成16年1月から同年12月までの期間に係る取引明細表では、申立期間の賞与が振り込まれていることが確認できない。

加えて、申立人は、前述の給与及び賞与が振り込まれていた口座について、 F金融機関G支店以外の金融機関であった可能性もあると供述していること から、申立人が挙げた複数の金融機関に照会した結果、いずれの金融機関も、「申立人名義に係る口座開設の記録は確認できない。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時に居住していたH市I区を管轄するJ市税事務所に、申立人に係る申立期間当時の住民税申告書等の提出を依頼したところ、同事務所は、「保存期限の経過により、平成16年分に関する住民税申告書等の資料は保管していない。」と回答している。

さらに、A社K支店に係るオンライン記録により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人に対する申立期間に係る賞与の支給や事業主による賞与からの厚生年金保険料の控除などをうかがわせる関係資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州(福岡)厚生年金 事案 4886

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月31日から同年11月1日まで 私は、平成元年10月31日にA社を退職し、同年10月分の厚生年金保険 料も給与から控除されていたと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保 険被保険者資格の喪失日は同年10月31日と記録されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年10月31日にA社を退職したと申し立てている。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録によると、 離職日は平成元年10月30日と記録されている。

また、A社に係るオンライン記録において、申立人と同月(平成元年 10月)に厚生年金保険被保険者資格を喪失したと記録されている男性の同僚 5人全員及び申立人が同資格を喪失した日から約 9 か月後(平成 2 年 7 月 21 日まで)に同資格を喪失したと記録されている男性の同僚 19人のうち 5人、合計 10人について、雇用保険の離職日を調査した結果、全員が同資格の喪失日と符合している。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、平成元年中に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 174 人(申立人を含む。)の喪失日を見ると、1日付けの者はおらず、一方で月末付けの者が 44 人、21 日付け(A社における当該月の給与計算の締日の翌日)の者が 88 人となっていることが確認できる。

加えて、A社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である。」としており、申立人が申立てどおりの平成元年 10 月 31 日で退職したという回答は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。